

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年1月13日（金） 9：00～9：07

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：松本剛明 国务大臣（総務大臣）  
齋藤健 国务大臣（法務大臣）  
永岡桂子 国务大臣（文部科学大臣）  
加藤勝信 国务大臣（厚生労働大臣）  
野村哲郎 国务大臣（農林水産大臣）  
西村康稔 国务大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉藤鉄夫 国务大臣（国土交通大臣）  
松野博一 国务大臣（内閣官房長官）  
渡辺博道 国务大臣（復興大臣）  
谷公一 国务大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
後藤茂之 国务大臣（内閣府特命担当大臣）  
高市早苗 国务大臣（内閣府特命担当大臣）  
岡田直樹 国务大臣（内閣府特命担当大臣）  
欠席者：岸田文雄 内閣総理大臣  
林芳正 国务大臣（外務大臣）  
鈴木俊一 国务大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
西村明宏 国务大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
浜田靖一 国务大臣（防衛大臣）  
河野太郎 国务大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
小倉将信 国务大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪席者：磯崎仁彦 内閣官房副長官  
栗生俊一 内閣官房副長官  
近藤正春 内閣法制局長官  
欠席者：木原誠二 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	2件
○政令	8件
○人事	2件
○報告	1件
○配布	1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：政令 8 件について、御決定をお願いいたします。まず、「消費者契約法及び消費者裁判手続特例法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年 10 月 1 日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、内閣総理大臣から消費者庁長官に委任されない権限に係る規定の整備等を行うものであり、「消費者契約法施行令の一部改正令」は、適格消費者団体の認定の欠格事由に係る法律を追加するものであります。

次に、「地方公務員災害補償法施行令の一部改正令」は、船員である地方公務員の勤務実態を踏まえ、同法に基づく補償を行う職員の範囲に一定の非常勤職員の船員を追加するものであります。

次に、「労働安全衛生法施行令の一部改正令」は、労働者の健康障害を防止するため、健康管理手帳の交付対象業務を拡大するものであります。

次に、「労働安全衛生法関係手数料令の一部改正令」は、同法に基づく各種免許試験に係る手数料の額を引き上げるものであります。

次に、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正令」は、低所得者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定基準を見直すものであります。

次に、「液石法施行令及び高压ガス保安法施行令の一部改正令」は、第 1 2 次地方分権一括法の施行に伴い、指定都市の長が行う液化石油ガス販売事業者からの報告徴収の詳細等、関係規定の整備を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、松本総務大臣が、16 日から 20 日まで、米国政府要人との会談等のため、西村経済産業大臣が、15 日から 21 日まで、後藤内閣府特命担当大臣が、17 日から 19 日まで、世界経済フォーラム年次総会出席等のため、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、岩波洋外 283 名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、地方制度調査会答申「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策」について、御報告があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・米宇宙協力に関する枠組協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本協定は、日米両国が宇宙空間の探査及び利用に関する協力を行う際の基本事項について定めるものであります。

次に、「債務救済措置に関する書簡」をウクライナとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、我が国を含む公的債権者グループとウクライナとの間の覚書に基づく債務救済措置として、「独立行政法人国際協力機構」に対するウクライナの債務約 78 億円について、支払いを猶予することを取り極めるものであります。なお、以上 2 件につきましては、相手国政府との署名及び書簡交

換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○松本国務大臣：第33次地方制度調査会は、令和4年12月28日、内閣総理大臣に対して「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を行いました。総務省としては、答申を踏まえ、法制上の措置を含め必要な措置を講じてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、後藤大臣。

○後藤国務大臣：日本学術会議が共同主催する国際会議について、御説明いたします。日本学術会議においては、学術の振興と科学的諸問題の解決促進等が期待される国際会議を、学術研究団体と共同して毎年開催しております。令和5年度については、「第1回国際研究皮膚科学会」を始め、9件の国際会議を全国7都市で開催することといたしたく、御了解をお願いいたします。関係閣僚の皆様におかれては、御支援・御協力をお願い申し上げます。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣臨時代理たる私から、海外出張不在中の臨時代理等について、申し上げます。松本大臣、西村康稔大臣及び後藤大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、高市大臣を総務大臣の臨時代理に、岡田大臣を経済産業大臣の臨時代理及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理に、小倉大臣を経済財政政策担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることといたします。

これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。



資料あり

◎ 報 告

☆ 多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する地方制度調査会の答申について (内閣府本府)

◎ 配 布

☆ 家計調査報告 (総務省)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和5年〕  
1月13日 (金)

◎一般案件

資料  
なし

- 平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の署名について (決定) (外務省)
- 〃 ○ 債務救済措置 (債務支払猶予方式) に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換について (決定) (同上)

[○署名あり ☆署名なし]